

平成 23 年 度
社会教育主事講習 [A]
実 施 要 項

期 間 平成 23 年 7 月 20 日 ~ 8 月 24 日

主 催 国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

平成23年度社会教育主事講習 [A] 実施要項

1. 趣 旨

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省より委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習を実施するものです。

2. 主 催

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

3. 対 象

社会教育主事講習等規程第2条の各号の一に該当する方が対象です。

4. 定 員

120人

但し、東日本大地震の影響に伴う夏季期間の節電対応により、「社会教育計画」及び「社会教育演習」の一部日程を当センターとは別会場（長野県須坂青年の家）で実施します。当該研修会場等の都合により、定員内の受講希望者数であっても、上記2科目の受講を制限させて頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、受講者の選定制限の取扱いについては、「12. 受講者の選定及び受講者決定の通知」を参照してください。

5. 期 間

平成23年7月20日（水）～ 8月24日（水）＜36日間＞

6. 会 場

(1) 主会場

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-43

電 話 03-3823-0241（内線604）

03-3823-8420（直通）

F A X 03-3823-3008

- (2) 「社会教育計画」の一部，および，「社会教育演習」の宿泊研修を実施する会場
(期間：平成23年8月1日(月)～8月5日(金))

長野県須坂青年の家

〒386-2211 長野県須坂市大字仁礼字峰の原3153-784

電話 0268-74-3017

FAX 0268-74-3877

<必要経費> 8月1日～5日(5日間)受講の場合

宿泊料：900円(25歳以上)，600円(25歳未満)(1泊あたり)

食事代：8,650円(朝食：550円，昼食：650円，夕食：800円)

寝具使用料：120円(1泊あたり)

クリーニング代(シーツ，枕カバー等)：180円(1泊あたり)

<移動手段について>

原則として，現地集合，現地解散としますが，最寄駅(ＪＲ長野駅またはＪＲ上田駅)との往復でバスをチャーターする予定です。利用を希望される場合は，受講申込書の該当欄にその旨を記載してください。バスの運行区間は，「ＪＲ長野駅との往復」と「ＪＲ上田駅との往復」のうち，希望者の多かった方の区間としますので，あらかじめ御承知おきください。

乗車料金は，利用者の負担となります。金額は，受講決定時に通知します。(乗車料金の目安：一人あたり往復で2,000円程度(50名利用の場合))
その他詳細は，受講決定後，当センターから受講者あてに連絡します。

- (3) 選択による現地研修会場(平成23年8月10日(水))

<aコース>

【午前】国立国会図書館国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

【午後】町田市まちだ中央公民館

〒194-0013 東京都町田市原町田6-8-1(町田センタービル6・7・8階)

<bコース>

【午前】東京大学総合研究博物館

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

【午後】すみだ生涯学習センター

〒131-0032 東京都墨田区東向島2-38-7

<cコース>

【午前】独立行政法人国立科学博物館

〒110-8718 東京都台東区上野公園7-20

【午後】財団法人児童育成協会こどもの城

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-1

<dコース>

【午前】川越市伊勢原公民館

〒350-1108 埼玉県川越市伊勢原町5-1-1

【午後】埼玉県立歴史と民俗の博物館

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4-219

< e コース >

【午前】相模原市立博物館

〒252-0221 神奈川県相模原市中央区高根3-1-15

【午後】相模原市立相原公民館

〒252-0141 神奈川県相模原市緑区相原4-14-12

< f コース >

【午前】千葉市生涯学習センター

〒260-0045 千葉市中央区弁天3-7-7

【午後】千葉県立中央博物館

〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2

7. 講習を行う科目名，単位数，内容・テーマ，配当時間数，教育方法及び講師
「別表1」のとおり

8. 日 程
「別表2」のとおり

9. 受講申込み手続

(1) 申込方法および申込先

受講希望者は，「9.(2)提出書類」のうち必要な書類を，勤務地に所在する都道府県教育委員会に提出してください。

また，公務員以外の者は，居住されている都道府県の教育委員会に提出して下さい。

なお，独立行政法人国立青少年教育振興機構に勤務する者で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は，派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。

(2) 提出書類（下記ア、およびイの提出は必須です。）

ア．「社会教育主事講習[A]受講申込書」…「様式1」

イ．「受講資格」を証明する書類（上記アの「受講資格」欄を証明する書類）
社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下，「省令」。）
第2条各号において，提出が必要な書類は下記のとおりとします。

【第1号該当者】

a) 最終学歴の「卒業証明書」

b) 大学在学中の者は，「在学証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した大学からの書面」（様式自由）

【第2号該当者】

教育職員の普通免許状の写，又は，教育職員免許状授与証明書

【第3，第4，および第5号該当者】

所属長が証明する「勤務証明書」…「様式2」

写しを提出する場合は，所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

ウ．「単位修得認定申請書」……「様式3」

単位修得の認定を希望する者のみ。詳細は，下記「10.科目代替について」を参照してください。

エ．「単位修得証明書」……………「様式４」

講習の分割受講を希望する者のみ。詳細は、下記「11．分割受講について」を参照してください。

オ．「受講動機について」……………「様式５」

本講習の受講を希望した理由を４００字程度で記入の上、提出してください。
なお、過去に本講習の受講経験がある方は提出不要です。

(3) 提出期日

都道府県教育委員会は、前項の受講希望者について、受講資格の有無を審査して、資格があると認めた場合には、前記書類に「推薦書」(様式６)を添えて、平成２３年６月８日(水) [必着]までに、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターに送付してください。

なお、受講希望者が２人以上の場合は、推薦する順に上記様式に記入してください。

10．科目代替について

(1) 省令第７条第２項及び第３項の規定により、大学における科目の既修得単位、及び、文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。

ただし、４科目全ての代替は認めませんので、１科目以上は受講してください。

(2) 国立教育政策研究所は、下記 または の条件を満たす場合は「社会教育特講[３単位]」(下記ア.のとおり)、下記 の条件を満たす場合は「生涯学習概論[２単位]」及び「社会教育特講[３単位]」(下記イ.のとおり)の単位修得の認定を行います。

ア．「社会教育特講[３単位]」に代替

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター又は国立教育会館社会教育研修所における「博物館職員講習」「図書館司書専門講座」の講座の修了

文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習ボランティアコース」の修了

イ．「生涯学習概論[２単位]」及び「社会教育特講[３単位]」に代替

放送大学における社会教育主事講習の科目に相当する科目の修得

(3) 科目代替を希望する場合は、「単位修得認定申請書」(様式３)に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の「単位修得証明書」「研修講座の修了証書」等を添付してください。

ただし、証明書類について、写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関による「原本証明」が必要です。

11．分割受講について

本講習では、科目ごとの分割受講のほか、複数年度にわたる分割受講を認めています。
ただし、一つの科目の分割受講はできません。

なお、既に、当研所以外の機関あるいは大学において、社会教育法第９条の５に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、「単位修得証明書」(様式４)を提出してください。

ただし、証明書類について、写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関による「原本証明」が必要です。

12. 受講者の選定及び受講者決定の通知

国立教育政策研究所は、「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に受講者を選定し、その結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します。

なお、受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、まず都道府県市町村の職員を、次に「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28文部省告示第148号）」に規定されている職についている者を優先することとしますので念のため申し添えます。

13. 修了証書

国立教育政策研究所は、省令第8条により、本講習において9単位以上の単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

なお、修得単位が9単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」（様式4）を交付します。

14. 受講に要する経費

受講に要する経費（例：交通費、食費、宿泊費等）は、受講者側の負担とします。

15. 受講に際しての留意点

本講習は、原則として欠席を認めていません。やむを得ず欠席する場合は、所定様式に欠席理由等を記載し、所属長の押印の上、提出してください。

なお、欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。

16. 持参品

- (1) 印鑑
- (2) 運動着・運動靴（宿泊研修の体育実技用）
- (3) 上履き（「長野県須坂青年の家」建物内での履物用。上記(2)運動靴を上履きとして使用することも可能）
- (4) 健康保険証
- (5) 『生涯学習・社会教育行政必携』最新版
- (6) 勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する資料（社会教育演習「事業計画立案の実際」で使用）

17. 宿泊について

当センターには宿泊施設はありません。宿泊予定の方は、近隣のホテル等を各自で手配して下さるようお願いいたします。

18. 健康管理について

長期にわたる講習のため、受講申込の際は、受講申込書(様式1)「健康状況」欄に該当する事項は漏れなく御記入ください。また、受講申込後に生じた疾病等についても必ず当センターに御連絡いただくようお願いいたします。

19. その他

- (1) 本実施要項に関する問い合わせは、下記本件担当連絡先までお願いします。
- (2) 本要項に定めるもののほか、講習実施に関することについては、必要に応じて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。
- (3) 講習期間中は、昼休みや講義終了後に、演習課題の説明など講座を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので、予め御承知おきください。
- (4) 社会教育実践研究センター館内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。
- (5) 講習期間中の万が一の事故や怪我に備えて、傷害保険等に加入するなどして、各自の責任で万全を期して御参加ください。

【本件担当】

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
企画課普及・調査係（担当：大幡，鳥越）

TEL：03-3823-8420

FAX：03-3823-3008